

八尾市立病院臨床研究審査委員会をWeb会議等により開催する手順書

(目的)

第1条 本手順書は、八尾市立病院臨床研究審査委員会(以下、「IRB」という。)について、感染症の拡大や災害等の影響により、一堂に会して審議ができない場合の措置として、Web会議システム等を活用してIRBを開催する場合の手順を定めるものである。

(基本的事項)

第2条 IRBの基本的運用については、関連する法令、治験審査委員会の標準業務手順書等を遵守する。

(委員出席の取り扱い)

第3条 双方向の意思疎通が可能であり、対面での場合と同等の審議を行うことが可能な場合には、Web会議システム等を活用して会議に参加した委員も審議及び採決へ参加できるものとする。

(Web開催時の手順)

第4条

1 事前準備

- (1) 臨床研究審査委員会事務局は、IRB当日利用するWeb会議システム等を予約する。
- (2) 臨床研究審査委員会事務局は、IRB委員や出席予定者等へWeb開催の概要をメール等で通知する。

2 IRB当日

- (1) IRBの出席者はWeb会議システム等への参加時に氏名欄に氏名を記載する。臨床研究審査委員会事務局は、Web会議システム等の映像並びに音声により、IRB委員及び出席者が本人であることを確認する。
- (2) Web会議システム等での参加者は、情報漏洩の恐れが無い個室等の場所から参加する。
- (3) 臨床研究審査委員会事務局は、IRBの進行に支障をきたさないよう、必要に応じてWeb会議システム等の接続テストを行う。
- (4) 審議及び採決においては、審議及び採決に参加できない者がWeb会議システム等から退出したことを確認したのちに行う。
- (5) Web会議システム等を活用してIRBを開催した際は、その旨を会議の記録に残す。

(附則)

本手順書は、令和3年4月1日から施行する。